

【表紙】

【提出書類】	公開買付届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年2月21日
【届出者の氏名又は名称】	日本電気株式会社
【届出者の住所又は所在地】	東京都港区芝五丁目7番1号
【最寄りの連絡場所】	東京都港区芝五丁目7番1号
【電話番号】	(03)3454 - 1111 (大代表)
【事務連絡者氏名】	法務部マネージャー 安井 裕子
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません
【代理人の住所又は所在地】	該当事項はありません
【最寄りの連絡場所】	該当事項はありません
【電話番号】	該当事項はありません
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません
【縦覧に供する場所】	日本電気株式会社 (東京都港区芝五丁目7番1号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

- (注1) 本書中の「公開買付者」および「当社」とは、日本電気株式会社をいいます。
- (注2) 本書中の「対象者」とは、NECフィールドディング株式会社をいいます。
- (注3) 本書中の記載において計数が四捨五入または切捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致しません。
- (注4) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)をいいます。
- (注5) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。)をいいます。
- (注6) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。)をいいます。
- (注7) 本書中の「株券」とは、株式に係る権利をいいます。
- (注8) 本書中の記載において、日数または日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数または日時を指すものとします。
- (注9) 対象者の米国株主を対象とする情報：本書の提出に係る公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)は、日本法で定められた手続および情報開示基準を遵守して実施されますが、これらの手続および基準は、米国を含む日本以外の管轄地における手続および情報開示基準とは必ずしも同じではありません。
- (注10) 本公開買付けに関する全ての手続は、特段の記載がない限り、全て日本語において行われるものとします。本公開買付けに関する書類の全部または一部については英語で作成されますが、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が存した場合には、日本語の書類が優先するものとします。

(注11) 本書および本書の参照書類中の記載には日本電気株式会社および連結子会社(以下「NEC」と総称します。)の戦略、財務目標、技術、製品、サービス、業績等に関する将来予想に関する記述が含まれています。将来予想は、NECが金融商品取引所や関東財務局長等の規制当局に提出する他の資料および株主向けの報告書その他の通知に記載されている場合があります。これらの記述は、現在入手可能な仮定やデータ、方法に基づいていますが、そうした仮定やデータ、方法は必ずしも正しいとは限らず、NECは予想された結果を実現できない場合があります。また、これら将来予想に関する記述は、あくまでNECの分析や予想を記述したものであって、将来の業績を保証するものではありません。このため、これらの記述を過度に信頼することは控えるようお願いいたします。また、これらの記述はリスクや不確定な要因を含んでおり、様々な要因により実際の結果とは大きく異なりうることをあらかじめご了承ください。実際の結果に影響を与える要因には、(1)NECの事業領域を取り巻く国際経済・経済全般の情勢、(2)市場におけるNECの製品、サービスに対する需要変動や競争激化による価格下落圧力、(3)激しい競争にさらされた市場においてNECが引き続き顧客に受け入れられる製品、サービスを提供し続けていくことができる能力、(4)NECが中国等の海外市場において事業を拡大していく能力、(5)NECの事業活動に関する規制の変更や不透明さ、潜在的な法的責任、(6)市場環境の変化に応じてNECが経営構造を改革し、事業経営を適応させていく能力、(7)為替レート(特に米ドルと円との為替レート)の変動、(8)NECが保有する上場株式の減損をもたらす株価下落など、株式市場における好ましくない状況や動向、(9)NECに対する規制当局による措置や法的手続きによる影響、(10)本書の提出により予定している取引が成功裏に完了しない可能性、(11)本書の提出により予定している取引から期待される利益が実現しない可能性等があります。新たなリスクや不確定要因は随時生じるものであり、その発生や影響を予測することは不可能であります。また、本書中の将来予想は、本書提出日時点でNECが有する情報を基に作成されたものであり、法令で義務付けられている場合を除き、NECは、将来の事象や状況を反映するために、その記述を更新したり修正する義務を負うものではありません。

本書および本書の参照書類に含まれるNECの経営目標は、予測や将来の業績に関する経営陣の現在の推定を表すものではなく、NECが事業戦略を遂行することにより経営陣が達成しようと努める目標を表すものです。本書および本書の参照書類に含まれる記述は、有価証券の募集を構成するものではありません。いかなる国・地域においても、法律上証券の登録が必要となる場合は、有価証券の登録を行う場合または登録の免除を受ける場合を除き、有価証券の募集または売出しを行うことはできません。

1【公開買付届出書の訂正届出書の提出理由】

平成26年1月31日に提出いたしました公開買付届出書の記載事項の一部に訂正すべき事項が生じたので、これを訂正するため、法第27条の8第1項に基づき公開買付届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第2 公開買付者の状況

1 会社の場合

(3) 継続開示会社たる公開買付者に関する事項

公開買付者が提出した書類

□ 四半期報告書又は半期報告書

第3 公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況

1 株券等の所有状況

(1) 公開買付者及び特別関係者による株券等の所有状況の合計

(3) 特別関係者による株券等の所有状況（特別関係者合計）

(4) 特別関係者による株券等の所有状況（特別関係者ごとの内訳）

特別関係者

所有株券等の数

第5 対象者の状況

4 継続開示会社たる対象者に関する事項

(1) 対象者が提出した書類

四半期報告書又は半期報告書

3【訂正前の内容及び訂正後の内容】

訂正箇所には下線を付しております。

第2【公開買付者の状況】

1【会社の場合】

(3)【継続開示会社たる公開買付者に関する事項】

【公開買付者が提出した書類】

□【四半期報告書又は半期報告書】

(訂正前)

事業年度 第176期第2四半期(自 平成25年7月1日 至 平成25年9月30日) 平成25年11月1日関東財務局長に提出

なお、事業年度 第176期第3四半期(自 平成25年10月1日 至 平成25年12月31日)に係る四半期報告書を平成26年2月4日関東財務局長に提出する予定です。

(訂正後)

事業年度 第176期第2四半期(自 平成25年7月1日 至 平成25年9月30日) 平成25年11月1日関東財務局長に提出

事業年度 第176期第3四半期(自 平成25年10月1日 至 平成25年12月31日) 平成26年2月4日関東財務局長に提出

第3【公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況】

1【株券等の所有状況】

(1)【公開買付者及び特別関係者による株券等の所有状況の合計】

(訂正前)

(平成26年1月31日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	203,277 (個)	163,000 (個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券()			
株券等預託証券()			
合計	203,277	163,000	
所有株券等の合計数	366,277		
(所有潜在株券等の合計数)	()		

(注1) 上記「所有する株券等の数」には、小規模所有者が所有する株券等に係る議決権の数277個を含めております。なお、かかる議決権の数は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成26年1月31日現在)(個)(g)」に含めておりません。

(注2) 上記の「令第7条第1項第2号に該当する株券等の数」は、当社退職給付信託に拠出している当社所有対象者株式に係る議決権の数です。

(注3) 対象者決算短信によれば、対象者は、平成25年12月31日現在、対象者株式を693株所有しているとのことですが、全て自己株式であるため議決権は0個となります。

(注4) 当社は本書提出後に特別関係者の所有する対象者の株券等を確認のうえ、本書の訂正が必要な場合には、本書に係る訂正届出書を提出する予定です。

(訂正後)

(平成26年1月31日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	203,448 (個)	163,000 (個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券()			
株券等預託証券()			
合計	203,448	163,000	
所有株券等の合計数	366,448		
(所有潜在株券等の合計数)	()		

(注1) 上記「所有する株券等の数」には、小規模所有者が所有する株券等に係る議決権の数448個を含めております。なお、かかる議決権の数は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成26年1月31日現在)(個)(g)」に含めておりません。

(注2) 上記の「令第7条第1項第2号に該当する株券等の数」は、当社退職給付信託に拠出している当社所有対象者株式に係る議決権の数です。

(注3) 対象者決算短信によれば、対象者は、平成25年12月31日現在、対象者株式を693株所有しているとのことですが、全て自己株式であるため議決権は0個となります。

(3)【特別関係者による株券等の所有状況（特別関係者合計）】
 （訂正前）

（平成26年1月31日現在）

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	277（個）	（個）	（個）
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券（ ）			
株券等預託証券（ ）			
合計	277		
所有株券等の合計数	277		
（所有潜在株券等の合計数）	（ ）		

（注1） 上記「所有する株券等の数」には、小規模所有者が所有する株券等に係る議決権の数277個を含めております。なお、かかる議決権の数は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数（平成26年1月31日現在）（個）(g)」に含めておりません。

（注2） 対象者決算短信によれば、対象者は、平成25年12月31日現在、対象者株式を693株所有しているとのことですが、全て自己株式であるため議決権は0個となります。

（注3） 当社は本書提出後に特別関係者の所有する対象者の株券等を確認のうえ、本書の訂正が必要な場合には、本書に係る訂正届出書を提出する予定です。

（訂正後）

（平成26年1月31日現在）

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	448（個）	（個）	（個）
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券（ ）			
株券等預託証券（ ）			
合計	448		
所有株券等の合計数	448		
（所有潜在株券等の合計数）	（ ）		

（注1） 上記「所有する株券等の数」には、小規模所有者が所有する株券等に係る議決権の数448個を含めております。なお、かかる議決権の数は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数（平成26年1月31日現在）（個）(g)」に含めておりません。

（注2） 対象者決算短信によれば、対象者は、平成25年12月31日現在、対象者株式を693株所有しているとのことですが、全て自己株式であるため議決権は0個となります。

(4) 【特別関係者による株券等の所有状況（特別関係者ごとの内訳）】

【特別関係者】

(訂正前)

< 前略 >

(平成26年1月31日現在)

氏名又は名称	佐久間 洋
住所又は所在地	東京都港区三田一丁目4番28号
職業又は事業の内容	NECフィールドディング株式会社 取締役執行役員常務
連絡先	連絡先 NECフィールドディング株式会社 総務法務部 連絡場所 東京都港区三田一丁目4番28号 電話番号 (03)3457-7111
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

< 中略 >

(平成26年1月31日現在)

氏名又は名称	谷田 健二
住所又は所在地	東京都港区三田一丁目4番28号
職業又は事業の内容	NECフィールドディングシステムテクノロジー株式会社 取締役
連絡先	連絡先 NECフィールドディングシステムテクノロジー株式会社 業務部 連絡場所 東京都港区三田一丁目4番28号 電話番号 (03)3798-5467
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(訂正後)

< 前略 >

(平成26年1月31日現在)

氏名又は名称	佐久間 洋
住所又は所在地	東京都港区三田一丁目4番28号
職業又は事業の内容	NECフィールドディング株式会社 取締役執行役員常務 NECビジネスプロセッシング株式会社 取締役
連絡先	連絡先 NECフィールドディング株式会社 総務法務部 連絡場所 東京都港区三田一丁目4番28号 電話番号 (03)3457-7111
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

< 中略 >

(平成26年1月31日現在)

氏名又は名称	谷田 健二
住所又は所在地	東京都港区三田一丁目4番28号
職業又は事業の内容	NECフィールドディングシステムテクノロジー株式会社 取締役
連絡先	連絡先 NECフィールドディングシステムテクノロジー株式会社 業務部 連絡場所 東京都港区三田一丁目4番28号 電話番号 (03)3798-5467
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(平成26年1月31日現在)

氏名又は名称	三和コンピュータ株式会社
住所又は所在地	東京都港区南麻布三丁目20番1号
職業又は事業の内容	システム販売、システム設計、ハードウェアの設計・製造、保守サービス、システム関連施設設計工事、情報提供サービス
連絡先	連絡先 三和コンピュータ株式会社 総務人事部 連絡場所 東京都港区南麻布三丁目20番1号 電話番号 (03)5421 - 8500
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人

(平成26年1月31日現在)

氏名又は名称	菊地 隆夫
住所又は所在地	東京都千代田区神田司町二丁目3番
職業又は事業の内容	NECインフロンティア株式会社 監査役 NECインフロンティア東北株式会社 監査役
連絡先	連絡先 NECインフロンティア株式会社 経営企画室 連絡場所 東京都千代田区神田司町二丁目3番 電話番号 (03)5282 - 5801
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

【所有株券等の数】
 (訂正前)

< 前略 >

谷田 健二

(平成26年1月31日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	29 (個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券 ()			
株券等預託証券 ()			
合計	29		
所有株券等の合計数	29		
(所有潜在株券等の合計数)	()		

(注) 谷田健二氏は小規模所有者に該当いたしますので、谷田健二氏の「所有株券等の合計数」は上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成26年1月31日現在)」には含まれておりません。

(訂正後)

< 前略 >

谷田 健二

(平成26年1月31日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	29 (個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券 ()			
株券等預託証券 ()			
合計	29		
所有株券等の合計数	29		
(所有潜在株券等の合計数)	()		

(注) 谷田健二氏は小規模所有者に該当いたしますので、谷田健二氏の「所有株券等の合計数」は上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成26年1月31日現在)」には含まれておりません。

三和コンピュータ株式会社

(平成26年1月31日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	151 (個)	— (個)	— (個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券 ()	—	—	—
株券等預託証券 ()	—	—	—
合計	151	—	—
所有株券等の合計数	151	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	()	—	—

(注1) 上記の「所有する株券等の数」には、対象者の取引先持株会における持分に相当する対象者株式(11,166株)(小数点以下切捨て)に係る議決権の数111個を含めております。

(注2) 三和コンピュータ株式会社は小規模所有者に該当いたしますので、三和コンピュータ株式会社の「所有株券等の合計数」は上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成26年1月31日現在)」には含まれておりません。

菊地 隆夫

(平成26年1月31日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	20 (個)	— (個)	— (個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券 ()	—	—	—
株券等預託証券 ()	—	—	—
合計	20	—	—
所有株券等の合計数	20	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	()	—	—

(注) 菊地隆夫氏は小規模所有者に該当いたしますので、菊地隆夫氏の「所有株券等の合計数」は上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成26年1月31日現在)」には含まれておりません。

第5【対象者の状況】

4【継続開示会社たる対象者に関する事項】

(1)【対象者が提出した書類】

【四半期報告書又は半期報告書】

(訂正前)

事業年度 第58期第2四半期（自 平成25年7月1日 至 平成25年9月30日） 平成25年10月25日関東財務局長に提出

なお、事業年度 第58期第3四半期（自 平成25年10月1日 至 平成25年12月31日）に係る四半期報告書を平成26年1月31日関東財務局長に提出する予定です。

(訂正後)

事業年度 第58期第2四半期（自 平成25年7月1日 至 平成25年9月30日） 平成25年10月25日関東財務局長に提出

事業年度 第58期第3四半期（自 平成25年10月1日 至 平成25年12月31日） 平成26年1月31日関東財務局長に提出